



平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 ゴールドパック株式会社
代表者名 代表取締役社長 小坂橋 貴尚
(J A S D A Q ・ コード 2 5 8 9)
問合せ先 総務部長 近藤 正人
電話番号 0 3 - 3 7 8 0 - 5 6 4 8

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 28 日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) ②」において定義いたします。）の取得について、平成 23 年 6 月 3 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更について（議案その 1）

(1) 変更の理由

平成 23 年 1 月 25 日付当社プレスリリース「株式会社 B A F 2 による当社株券等に対する公開買付け結果に関するお知らせ」、同日付当社プレスリリース「親会社等、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、株式会社 B A F 2（以下「B A F 2」といいます。）は、平成 22 年 12 月 14 日から当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 23 年 1 月 24 日に終了しております。本公開買付けの結果、B A F 2 は、平成 23 年 1 月 31 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 2,709,214 株（平成 23 年 1 月 31 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：92.61%）を保有するに至っております。

なお、当該割合の計算における当社の総株主の議決権の数は、当社が平成 23 年 4 月 28 日に提出した第 58 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 1 月 31 日現在の総株主の議決権の数 29,252 個（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）となります。

B A F 2 の発行済普通株式の 99.9%を所有するアイ・シグマ事業支援ファンド 1 号投資事業有限責任組合を管理・運営するアイ・シグマ・キャピタル株式会社（以下「アイ・シグマ・キャピタル」といいます。）は、平成 22 年 12 月 13 日付 B A F 2 のプレスリリース「ゴールドパック株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、国内飲料需要の伸び悩み・低価格化の進

行等、当社を取り巻く事業環境の先行きは楽観を許さない状況にあると認識しており、外部環境の変化に柔軟に対応していくため、迅速かつ大胆な経営戦略の策定及び実行を可能とする経営体制の構築が必要であると考えております。また、今後中長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、短期的な売上高の減少やコスト増を伴う経営戦略を実行せざるを得ない可能性も否定できず、その結果、当社が上場企業として重視すべき収益の拡大が一時的にせよ妨げられ、当社の一般株主の利益の最大化を達成し得ない可能性があるとも考えております。

このような認識の下、アイ・シグマ・キャピタルは、当社の非公開化を通じた株主の集約化により、外部環境の変化に対応する柔軟かつ迅速な意思決定を行っていくこと、さらには、株主、経営陣及び従業員が一体となって会社の永続的な発展及び雇用安定のための強い収益基盤を構築していくことが可能になると考え、また、その強固な収益基盤が、当社の中長期的な企業価値の向上や当社の役職員・顧客・仕入先・取引金融機関等各ステークホルダーへの貢献に繋がることから、非公開化を実施することが最善の手段であると考えに至りました。また、国内飲料需要が伸び悩む中、当面は大きなエクイティファイナンスを必要とする状況にはないことも踏まえ、本公開買付けの実施と非公開化の実施を決定いたしました。

当社といたしましても、平成22年12月13日付当社プレスリリース「株式会社BAF2による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてご報告申しあげておりますとおり、プライスウォーターハウスクーパース株式会社から取得した株式価値算定書及び助言、弁護士法人大江橋法律事務所から得た法的助言、その他関連する資料等を踏まえ、慎重な協議及び検討を行った結果、当社を非公開化したうえで、BAF2を新たなスポンサーとして、一層のコスト改革に取り組み既存顧客の満足度向上や新規の顧客開拓等のための施策を講じていくこと、さらには丸紅グループとの事業面での協業の可能性について検討することにより、当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大を図ることができるとの結論に達しました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社を非公開化し、当社がBAF2の完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、本議案の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付

された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000046249株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を0.0000046249株の割合をもって交付いたします。

会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、上記①から③を実施した場合）、BAF2以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じるかかる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

なお、かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,641円（本公開買付けにおける1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

議案その1は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、議案その1の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、議案その1に係る定款変更は、議案その1が承認可決された時点で、その効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>(発行可能株式総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,512</u>万株とする。</p>	<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は1,512万株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は1,511万9,900株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種類株式」という。)は100株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(A種類株式)</u></p>
<p>(単元株式数)</p>	<p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>(単元株式数)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会)</u></p>
	<p><u>第18条の2 第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更について（議案その2）

(1) 変更の理由

議案その2は、議案その1でご説明した本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、議案その1による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、議案その1における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0000046249株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、BAF2以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、議案その2に係る定款変更は、議案その1に係る定款変更の効力が生ずること、本臨時株主総会において後記議案その3が原案どおり承認可決されること及び本種類株主総会において議案その2と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、議案その2に係る定款変更の効力発生日は、平成23年7月7日といたします。

（下線は変更部分を示します。）

議案その1による変更後の定款	追加変更案
<p>第2章 株式 (新設)</p>	<p>第2章 株式 (全部取得条項) <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.0000046249株の割合をもって交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得について（議案その3）

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

議案その1でご説明申しあげておりますとおり、当社としては、BAF2による当社の完全子会社化が、当社の企業価値の向上に貢献するとの結論に至ったことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

議案その3は、議案その1でご説明した本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに議案その1及び議案その2による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、議案その1による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000046249株の割合をもって交付するものいたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、BAF2以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株式の株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

なお、かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,641円（本公開買付けにおける1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに議案その1及び議案その2による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.0000046249株の割合をもって交付するものいたします。

(2) 取得日

平成23年7月7日といたします。

(3) その他

議案その3に係る全部取得条項付普通株式の取得は、議案その1及び議案その2に係る定款変更の効力が生ずること及び本種類株主総会において議案その2と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において議案その1、議案その2、及び議案その3が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において議案その2と同内容の定款変更議案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年6月3日から平成23年7月3日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年7月4日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

III. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成23年3月11日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成23年3月31日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成23年4月28日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成23年6月3日（金）
種類株式発行に係る定款一部変更（議案その1）の効力発生日	平成23年6月3日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年6月3日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成23年7月1日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成23年7月4日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更（議案その2）の効力発生日	平成23年7月7日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式交付の効力発生日	平成23年7月7日（木）

IV. 支配株主との重要な取引等に関する事項

上記Ⅱ.の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、本取得が支配株主との重要な取引等に該当することから、本取得の公正性を担保するために、上記Ⅱ.1.のとおり、A種類株式の買取価格について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,641円（本公開買付けにおける1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成22年12月13日付当社プレスリリース「株式会社BAF2による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおりです。）。

加えて、本取得についての利益相反を回避するための措置として、当社取締役のうち、支配株主であるBAF2の代表取締役及び支配株主ではないもののBAF2の発行済普通株式の99.9%を所有するアイ・シグマ事業支援ファンド1号投資事業有限責任組合を管理・運営するアイ・シグマ・キャピタルの執行役員を兼務している小板橋貴尚、並びにアイ・シグマ・キャピタルの使用人を兼務している福嶋恵理子及び松田英之は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）に関して当社と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、当社取締役会の本取得に関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてBAF2との協議・交渉に参加しておりません。同様に、当社の監査役のうち、アイ・シグマ・キャピタ

ルの執行役員を兼務している前川隆介、並びに同社の取締役及び執行役員を兼務している高木一郎は、同様に利益相反防止の観点から、当社の取締役会の本取得に関する審議には参加しておりません。なお、平成23年4月28日開催の当社取締役会における本取得に関する議案については、小板橋貴尚、福嶋恵理子及び松田英之以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役全員一致により決議しました。

また、平成22年12月13日付当社プレスリリース「株式会社BAF2による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社監査役のうち、本公開買付け開始時点において当社大株主の役員を兼務していた社外監査役2名を除く社外監査役1名（原田道夫）は、本公開買付けに際して、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社の独立役員でもある当該社外監査役（原田道夫）は、平成23年4月28日開催の取締役会において、改めて、本取引に関して、一連の手続の目的が当社の企業価値の向上の観点から検討されていること、本公開買付けにおける買付価格及び本取得の際に当社の株主の皆様へ最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については独立した第三者算定機関による算定結果を参考にして検討されていること等から、本取得の実施が当社の少数株主の利益保護という観点からも問題がないと判断する旨の意見を表明しております。

なお、本公開買付けの成立に伴い、平成23年1月31日付で、BAF2は当社の支配株主となりましたが、本日現在、当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」については定めておりません。もっとも、当社といたしましては、上記のような措置を講じていることから、本取得は少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

以上